

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令

平成25年12月
水・大気環境局

1. 改正の趣旨

平成25年6月に「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第60号。以下「整備法」という。）が施行され、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）について、環境省令で定めるところにより放射性物質による大気の汚染及び水質の汚濁の状況を常時監視することとする等の改正が行われた。また、平成25年12月6日に「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成25年政令第337号）が公布され、所要の規定の整備が行われたところである。

以上のことから、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）及び水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）を改正し、放射性物質に係る常時監視に関する規定の追加等の所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

- （1）大気汚染防止法第22条第3項及び水質汚濁防止法第15条第3項に基づき環境大臣が行う放射性物質による大気の汚染及び水質の汚濁の状況の常時監視について、監視の対象となる放射性物質及び監視の方法を定める。
- （2）その他整備法により大気汚染防止法及び水質汚濁防止法において省令で定めるとされた事項につき、所要の規定の整備を行う。
- （3）環境省組織規則（平成13年環境省令第1号）において、水・大気環境局土壤環境課地下水・地盤環境室の事務に、放射性物質に係る環境の状況（地下水の水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関する事務を追加する。

3. 今後のスケジュール

施行：整備法の施行の日（平成25年12月20日）